

## 平成 29 年度環境省行政事業レビュー外部有識者会合 議事次第

1. 日 時：平成 29 年 5 月 15 日（月）10:00 ～ 12:00
2. 場 所：中央合同庁舎第 5 号館 19 階 環境省第 2・3 会議室
3. 議 題
  - (1) 開会
  - (2) 外部有識者紹介
  - (3) 平成 29 年度行政事業レビュー公開プロセス対象事業の選定について
  - (4) その他
  - (5) 閉会

### <配布資料>

- 資料 1 公開プロセス外部有識者名簿
- 資料 2 平成 29 年度行政事業レビュー公開プロセス対象候補事業リスト
- 資料 3 平成 29 年度環境省行政事業レビュー公開プロセス対象事業選定  
シート
- 参考 1 行政事業レビュー実施要領
- 参考 2 行政事業レビュー公開プロセス実施上の留意点について

## 平成 29 年度環境省行政事業レビュー公開プロセス

## 外部有識者名簿

## (環境省選定)

氏 名	現 職
いながき たかし 稲垣 隆司	岐阜薬科大学学長
おく まみ 奥 真美	首都大学東京都市教養学部都市政策コース教授
こばやし たつお 小林 辰男	公益社団法人日本経済研究センター研究本部政策研究室長
せき まさお 関 正雄	損害保険ジャパン日本興亜株式会社 CSR 室シニアアドバイザー
にいみ いくふみ 新美 育文	明治大学法学部専任教授

## (内閣官房行政改革推進本部事務局選定)

氏 名	現 職
いしどう まさのぶ 石堂 正信	公益財団法人交通協力会常務理事
かわむら さゆり 河村 小百合	株式会社日本総合研究所調査部上席主任研究員
さとう もとひろ 佐藤 主光	一橋大学国際・公共政策大学院経済学研究科教授

※50 音順、敬称略

## 平成29年度行政事業レビュー 公開プロセス対象候補事業リスト

(単位:百万円)

府省名	環境省	外部有識者会合開催日			5月15日	公開プロセス開催日	6月27日
事業番号	事業名	平成28年度 補正後予算額	平成29年度 当初予算額	選定基準	具体的な選定理由	想定される論点	
173	産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金	1,546	300	ア	産廃特措法に基づく支援に関し、法律の期限である平成34年度の事業完了を見据え、円滑な事業実施が重要であり、政策優先度が高いため。	○長期間事業を実施しているが、事業目的の達成に向けて適切な見直し・改善が図られているか。	
278	環境技術実証事業	92	103	イ	継続的に実施している事業であり、その事業効果等を検証する必要があるため。	○事業開始から10年以上経過し、実証した技術が普及するなど、事業の成果はあがっているのか。	
233	PRTR制度(化学物質排出移動量届出制度)運用・データ活用事業	130	150	オ	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法)に基づき、PRTR制度の運用を行っている。事業の根拠となる化管法については、平成30年度が規制見直し時期となっていることから制度見直しに着手する予定であり、優先課題となっているため。	○本事業により、PRTR制度の目的のひとつである「事業者による化学物質の自主的な管理の改善」は図られているのか。 ○本事業により、PRTR制度の意義のひとつである「国民への情報提供と化学物質に係る理解の増進」は適切に進んでいるのか。 ○本事業の「化管法対象物質検討調査等業務」により、PRTR制度にどのような見直しが図られるのか。	
280	子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)	2,366	2,378	ア	環境中の化学物質が子どもの健康に与える影響を解明する大規模疫学調査であり、政策優先度が高いため。	○当初計画していた人数が十分にリクルートされているか。 ○参加者のリクルート後、計画していた人数が適切に追跡され、維持されているか。 ○成果を着実に得るために、検討・見直しが定期的かつ適切に行われているか。	
003	温室効果ガス排出・吸収量管理体制整備費	470	436	ア	気候変動国際連合枠組条約(UNFCCC)並びに締約国会議決議に基づき、先進国は自国の温室効果ガス排出・吸収量を計算し、温室効果ガスの排出・吸収目録(インベントリ)として、UNFCCC事務局に提出する義務がある。また、排出・吸収量の情報は、地球温暖化対策計画等における国内の排出削減政策・措置に関する検討の基盤となる極めて重要な情報であることから、政策優先度が高いため。	○温室効果ガスの排出実態に関する最新の科学的知見や国内の政策・措置による排出削減効果がインベントリに適切に反映されているのか。 ○各国のインベントリは、透明性、正確性、完全性*等の観点から、UNFCCC事務局が選出した専門家審査チームによる審査を受けることとなり、この審査結果から我が国のインベントリは適切に作成されていると評価されているのか。 ○温室効果ガス排出・吸収量や排出削減に関する政策措置等の測定・報告・検証の強化が国際的に求められていることから、インベントリ・国別報告書・隔年報告書等、UNFCCC事務局に提出義務のある報告書の作成や国際的な審査への対応等に必要な情報収集及び分析等が的確に実施できているのか。 <small>※なお、透明性とは、インベントリに用いられている算定方法及びデータの根拠・出典等が明確に説明されていること。完全性とは、算定すべき全ての温室効果ガス、及び対象領土からの全ての排出・吸収源が含まれていること。正確性とは、排出・吸収量の算定が現実の排出・吸収量と比べて判断可能な限り正確であること。</small>	
077	アジア地域におけるコベネフィット型環境汚染対策推進事業	765	715	ア	昨年11月のパリ協定の発効も踏まえ、温室効果ガス対策とともに環境汚染対策にも有効なコベネフィットアプローチに取り組む途上国への支援は重要であり、政策優先度が高いため。	○事業開始から数年経過し、事業目的の達成に向けて効果的に事業が実施されているか。	

# 不法投棄等の不適正処分対策

## 1. 未然防止・拡大防止対策

- 都道府県等による監視パトロール活動や廃棄物処理法に基づく行政処分の積極的かつ厳正な実施
- 関係機関等との連携による監視・啓発活動の実施
- 現場対応や関係法令等に精通した専門家を都道府県等に派遣し、責任追及や対策の手法等を助言 等

## 2. 残存事案対策

(都道府県等がやむを得ず行政代執行により支障除去等を実施する場合の財政支援の仕組みと今後の対応)

- 不法投棄等に起因する生活環境保全上の支障等については、原因者が原状回復を行うことが原則。
- 原因者が不明又は資力不足の場合には、都道府県等が代執行により支障除去等を実施。  
都道府県等の要請があれば財政支援を実施。

(国の支援)

### (1) 平成10年6月16日以前に行われた不法投棄等・・・産廃特措法に基づく支援

- 産廃特措法は、平成24年度までの10年間の限時法として制定され、期限を平成34年度まで延長する改正法が平成24年8月22日に施行。平成25年3月31日までに環境大臣に協議し、同意を得た都道府県等が実施する支障除去等について引き続き支援。
- 補助率 有害産業廃棄物：1／2 その他の産業廃棄物：1／3
- 平成18年度以降は「三位一体の改革」により、補助金に替えて特例地方債を拡充。

### (2) 平成10年6月17日以降に行われた不法投棄等・・・廃棄物処理法に基づく支援

- 廃棄物処理法に基づき平成10年度より産業界と国が協力して基金を造成し、都道府県等が実施する支障除去等を支援。
- 支障除去等に要する費用についての産業界と国と都道府県等との負担割合は、現在、4：3：3（平成24年度までは2：1：1）となっており、都道府県等の行政対応に大きな問題が確認された事案については支援の対象としていない。
- 産業界の負担に関しては、産業廃棄物の排出から最終処分に至るまで маниフェストが幅広く利用されていることにかんがみ、平成27年度から маниフェストを頒布等する団体等の協力を得ている。



## 背景・目的

## 事業目的・概要等

産業廃棄物の不法投棄等事案について、都道府県等の支障除去等事業を支援することにより、産業廃棄物の不法投棄等に起因する生活環境保全上の支障の除去等を推進する。

## 事業概要

不法投棄等による生活環境保全上の支障又はそのおそれがあるものについては、都道府県等において、可能な限り早期に支障除去等を行為者等に対して実施させることとしている。しかしながら、行為者等の資力が乏しい場合や所在が不明の場合等は、都道府県等が行政代執行により支障除去等事業を実施せざるを得ないケースが生じており、当該都道府県等に対して当該事業に係る費用の一部を補助するものである。

## 事業スキーム

### <平成10年6月16日以前の不法投棄等>

#### ●産廃特措法に基づく支援

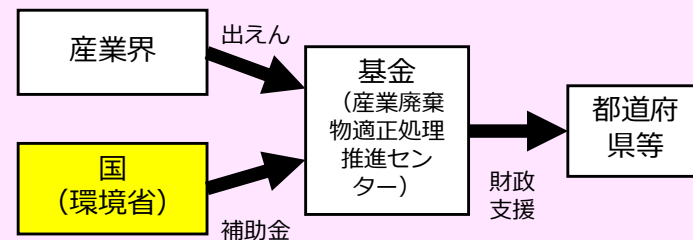
〔産廃特措法に基づき、平成25年3月31日までに環境大臣に協議し、同意を得た各都道府県等が実施する特定支障除去等事業へ支援〕



<補助率> 有害産業廃棄物：1/2  
その他の産業廃棄物：1/3

### 平成10年6月17日以降の不法投棄等

#### ●廃棄物処理法に基づき設置した基金による支援



<補助率> 定額補助

## 期待される効果

産業廃棄物の不法投棄等による生活環境保全上の支障等の除去。

## イメージ

都道府県等を財政支援



平成28年度行政事業レビューシート(環境省)

事業名	産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金			担当部局	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部			作成責任者		
事業開始年度	平成10年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	適正処理・不法投棄対策室			産業廃棄物課長 中尾 豊		
会計区分	一般会計									
根拠法令 (具体的な条項も記載)	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第13条の15 ・特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法第5条			関係する計画、通知等	特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を平成34年度までの間に計画的かつ着実に推進するための基本的な方針					
主要政策・施策	-			主要経費	その他の事項経費					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	不法投棄等に起因する生活環境保全上の支障等の除去を促進するため、都道府県等が行政代執行で実施する支障除去等事業を推進する。									
事業概要 (5行程度以内。別添可)	生活環境保全上の支障又はそのおそれがある不法投棄等事案であって、かつ、行為者が不明等であるために都道府県等がやむを得ず行政代執行により支障の除去等を行う場合、 ・平成10年6月17日以降の不法投棄等事案については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき「産業廃棄物適正処理推進センター」に設置された基金から、対象都道府県等に対する支援を実施しており、本事業は当該基金の造成に必要な経費を補助するものである。(定額補助) ・また、平成10年6月16日以前の不法投棄等事案については、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」の規定により策定した実施計画に基づき支障除去等事業を実施する都道府県等に対し、当該事業に必要な経費の一部を補助するものである。(補助率1/3または1/2)									
実施方法	補助									
予算額・執行額 (単位:百万円)		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度決定				
	予算の状況	当初予算	200	205.7	348	300	300			
		補正予算	3,055	2,303.5	2,487.2	1,246				
		前年度から繰越し	3,608	3,055	2,334.4	2,566.1				
		翌年度へ繰越し	▲ 3,055	▲ 2,334.4	▲ 2,566.1	-				
		予備費等	-	-	-	-				
	計	3,808	3,229.8	2,603.5	4,112.1	300				
	執行額	3,778.5	2,993	2,453.4						
執行率(%)	99%	93%	94%							
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 34 年度	
	平成34年度までに特定支障除去等事業を0件とする	特定支障除去等事業の件数	成果実績	件	13	13	13	-	-	
			目標値	件	13	13	13	-	0	
			達成度	%	100	100	100	-	-	
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 32 年度	
	平成32年度までに支障等がある産業廃棄物の不法投棄等の残存件数を50件まで削減する。	支障等がある産業廃棄物の不法投棄等の残存件数(27年度については集計中のため前年度のものを仮置き)	成果実績	件	110	90	90	-	-	
			目標値	件	115	102	91	-	50	
			達成度	%	105	113	101	-	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込			
	特定支障除去等事業の支援実績件数	活動実績	件	5	5	5	-			
		当初見込み	件	5	5	5	5			
単位当たりコスト	算出根拠		単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込			
	X:特定支障除去等事業の支援実績額(百万円) / Y:特定支障除去等事業の支援実績件数(件)		単位当たりコスト 百万円/件	722	565	479	561			
			計算式	X/Y	3,609/5	2,823/5	2,393/5	2,806/5		

平成28・29年度予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	28年度当初予算	29年度要求	主な増減理由
	産業廃棄物適正処理推進費補助金	300	1,546	・都道府県等が行う支障除去等事業が、効率的・効果的に実施されるよう、平成29年度の事業計画における必要額を要求した。
	計	300	1,546	

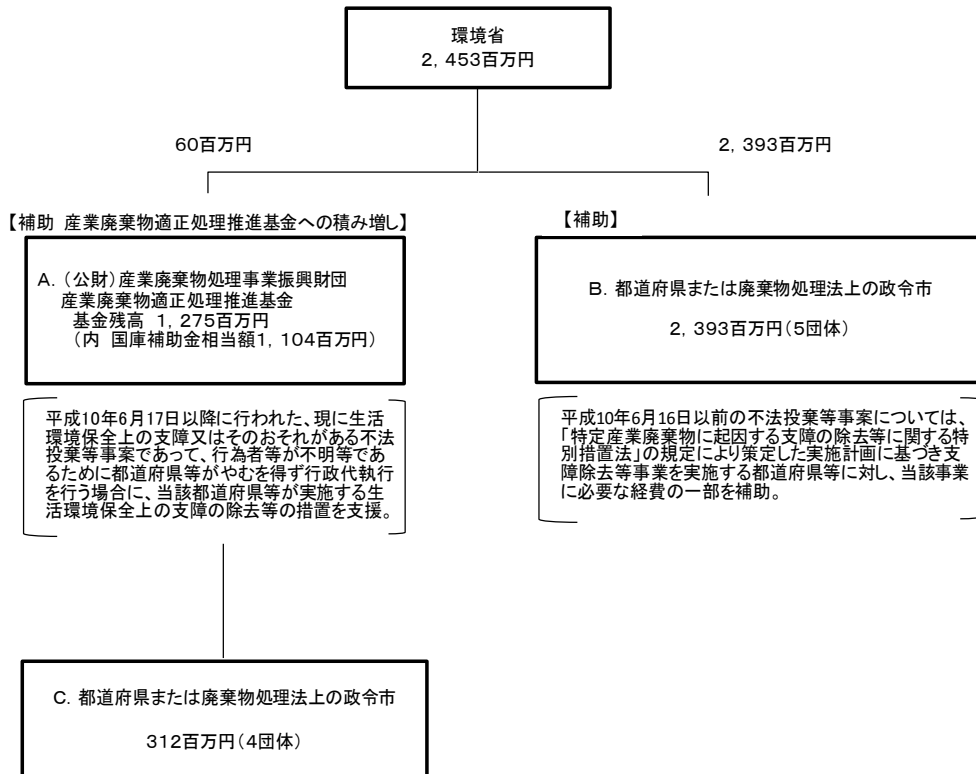
政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策	—							
	施策	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進							
	測定指標	定量的指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標年度 34 年度
		特定支障除去等事業の件数	実績値	件	13	13	13	-	-
			目標値	件	13	13	13	-	0
本事業の成果と上位施策・測定指標との関係									
<p>&lt;達成手段の目標&gt; 不法投棄等に起因する生活環境保全上の支障等の除去を促進するため、都道府県等が行政代執行で実施する支障除去等事業を推進する。</p> <p>&lt;達成手段の概要&gt; 生活環境保全上の支障又はそのおそれがある不法投棄等事案であって、かつ、行為者が不明等であるために都道府県等がやむを得ず行政代執行により支障の除去等を行う場合、 ・平成10年6月17日以降の不法投棄等事案については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき「産業廃棄物適正処理推進センター」に設置された基金から、対象都道府県等に対する支援を実施しており、本事業は当該基金の造成に必要な経費を補助する。(定額補助) ・また、平成10年6月16日以前の不法投棄等事案については、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」の規定により策定した実施計画に基づき支障除去等事業を実施する都道府県等に対し、当該事業に必要な経費の一部を補助する。(補助率1/3または1/2)</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 不法投棄等による生活環境保全上の支障等のない社会の実現を推進</p>									

事業所管部局による点検・改善						
項目		評価	評価に関する説明			
国費投入の必要	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	不法投棄等に起因する生活環境保全上の支障の除去等については国民や社会のニーズが高い。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	廃棄物処理法に基づく基金については、国、産業界、都道府県等がそれぞれ応分の負担をしている。		
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	既に発生してしまった不法投棄等事案であって、かつ、生活環境保全上の支障が生じている、又はそのおそれがある事案への対応であることから、優先度が高い事業である。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-			
	一般競争入札、総合評価入札又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。		無			
	競争性のない随意契約となったものはないか。		無			
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	予め定めた補助率に基づき補助しており、妥当である。		
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		○	1件当たりのコストは概ね減少してきており妥当である。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○	都道府県等において、原則として競争入札を実施している。		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	産廃特措法の規定により環境大臣が同意した実施計画に基づき計上した事業費であり、必要最小限のものである。		
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	繰越額の割合が大きい理由は、当初想定し得なかった廃棄物の埋設等の判明などにより、事業計画の見直し等に不測の日数を要したためである。			
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。		○	都道府県等において、原則として競争入札を実施しており、効率的な執行に努めている。			
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。		○	事業計画通りに進捗している。		
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	工事を実施する都道府県等において、複数の工法を比較検討し、より効果的・効率的な工法を採用して事業を実施している。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	見込通りに実施されている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	支障除去等事業において適切に稼働している。		
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-			
	所管府省・部局名	事業番号	事業名			
	-	-	-			
	-	-	-			
点検・改善結果	点検結果	産廃特措法の規定により、環境大臣の同意した計画に基づき都道府県等が実施する支障除去等事業については、着実に支障の除去が進むよう支援を行っていく必要がある。また、廃棄物処理法に基づく基金についても、不法投棄等の残存事案の件数・量が横ばいである状況を踏まえれば、今後とも都道府県等からの支援要請が想定されることから、引き続き財政支援を行っていく必要がある。				
	改善の方向性	廃棄物処理法に基づく基金による支援については、平成27年度に有識者等による検討会を開催し、平成28年度以降の支援のあり方について検討した結果、引き続き基金を通じて国及び産業界による支援を行うことが適当であるとされた。				
外部有識者の所見						
外部有識者点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	より効果的、効率的に不法投棄等事案の処理が進むよう努めること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	産廃特措法に基づく支援については、環境大臣が同意した計画に基づき特定支障除去等事業を実施する都道府県等に対し、必要な経費の一部を補助することで、効果的、効率的に不法投棄等事案の処理が進むよう努める。					
備考						
支障除去等に対する支援に関する検討会報告書(平成27年9月) <a href="http://www.env.go.jp/press/101560.html">http://www.env.go.jp/press/101560.html</a>						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成22年度	141	平成23年度	132	平成24年度	140	
平成25年度	178,180	平成26年度	177	平成27年度	180	



※平成27年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位: 百万円)



費目・用途  
(「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と用途の双方で実情が分かるように記載)

A.(公財)産業廃棄物処理事業振興財団			B.香川県		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
雑役務費	不法投棄等事業について都道府県等が実施する支障除去等事業に対する支援	60	事業費	支障除去等事業費	2,094
			事務費	支障除去等事務費	10
計		60	計		2,104
C.福岡県			D.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
事業費	支障除去等事業費	177			
計		177	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団	2010005018786	平成10年6月17日以降に行われた、現に生活環境保全上の支障又はそのおそれがある不法投棄等事案であって、行為者等が不明等であるために都道府県等がやむを得ず行政代執行を行う場合に、当該都道府県等が実施する生活環境保全上の支障の除去等の措置を支援。	60	-	-	-	

B.

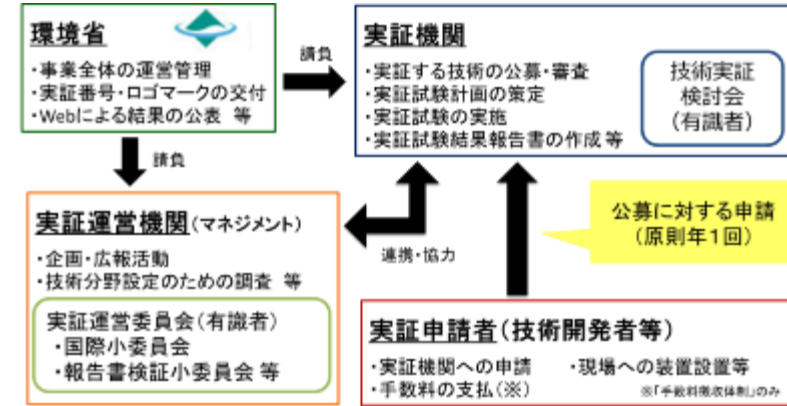
	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	香川県	8000020370002	香川県豊島事案において香川県が行政代執行で実施する廃棄物の撤去・運搬等。	2,104	-	-	-	
2	青森県	2000020020001	青森・岩手県境事案(青森県側)において青森県が行政代執行で実施する水処理施設運営等。	137	-	-	-	
3	岩手県	4000020030007	青森・岩手県境事案(岩手県側)において岩手県が行政代執行で実施する水処理施設運営等。	104	-	-	-	
4	秋田県	1000020050008	秋田県能代事案において秋田県が行政代執行で実施する水処理施設運営等。	29	-	-	-	
5	福井県	4000020180009	福井県敦賀市事案において福井県が行政代執行で実施する水処理施設運営等。	20	-	-	-	

C.

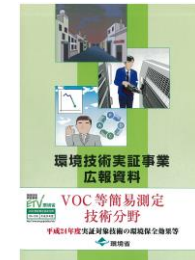
	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	福岡県	6000020400009	廃棄物の地下水汚染防止等の支障除去対策	177	-	-	-	
2	青森県	2000020020001	廃棄物の地下水汚染防止等の支障除去対策	98	-	-	-	
3	佐世保市	5000020422029	廃棄物の飛散防止等の支障除去対策	24	-	-	-	
4	長野市	3000020202011	最終処分場の埋立法面崩落防止等の支障除去対策	13	-	-	-	

## イメージ

## 事業の実施体制



## 実証結果の公表



実証された技術については、実証番号及びロゴマークを交付するほか、実証試験結果報告書を環境省HPに掲載することで、環境技術の普及に係る支援を行う。

## 事業目的・概要等

### 背景・目的

既に実用化され、有用と思われる先進的環境技術でも環境保全効果等についての客観的な評価が行われておらず、普及が進んでいないものがある。  
このような先進的技術について、その環境保全効果等について第三者機関が試験等を実施し、その結果を広く公表することで、環境技術の普及を支援し、環境保全に資することを目的とした事業である。

### 事業概要

「実証」とは、環境技術の開発者でも利用者でもない第三者機関（実証機関）が、環境技術の環境保全効果、副次的な環境影響等を、試験等に基づき客観的なデータとして示すことである。  
実証された技術には、実証番号及びロゴマークが交付されるとともに、実証結果については、環境省HPにて公表される。  
本事業は平成15年度にモデル事業として開始し、平成20年から本格実施している。平成27年度までに、603技術について実証を行った。

### 事業スキーム

実証対象技術分野ごとに実証機関（請負）を選定し、実証対象技術の公募や試験の実施、試験結果報告書の作成等を行う。  
また、環境省の運営補助として実証運営機関（請負）が、企画・広報活動や技術分野設定のための調査等を行っている。  
(右図参照)

### 期待される効果・課題

申請者（技術開発者等）は、本事業によって環境保全効果に係る客観的な実証が受けられ、専門家による技術的助言が得られるとともに、環境省HPに掲載されることで、知名度向上が期待される。ユーザーに対しても、信頼できる情報が公表され、安心して技術を購入できるというメリットも生まれる。  
また、本事業は平成28年11月にISO14034として国際標準化され、国内企業が開発した環境技術の国際展開と環境保全の世界的な促進が期待される。今後は、国際標準化に向けた国内体制の整備等が必要である。

# 環境技術実証 (ETV) 事業のご案内

## Environmental Technology Verification



優れた環境技術を普及させるためのお手伝いをいたします。

既に実用化された先進的環境技術の中には、環境保全効果等について客観的立場から示された情報がないために普及が進んでいないものがあります。

環境技術実証 (ETV) 事業は、そのような環境技術について、開発者でも利用者でもない信頼できる第三者機関 (実証機関) が実際の現場等で実証し、その結果を環境省ウェブサイト等で公表、閲覧可能とすることで、環境技術の普及を支援し、環境保全に資することを目的とした事業です。



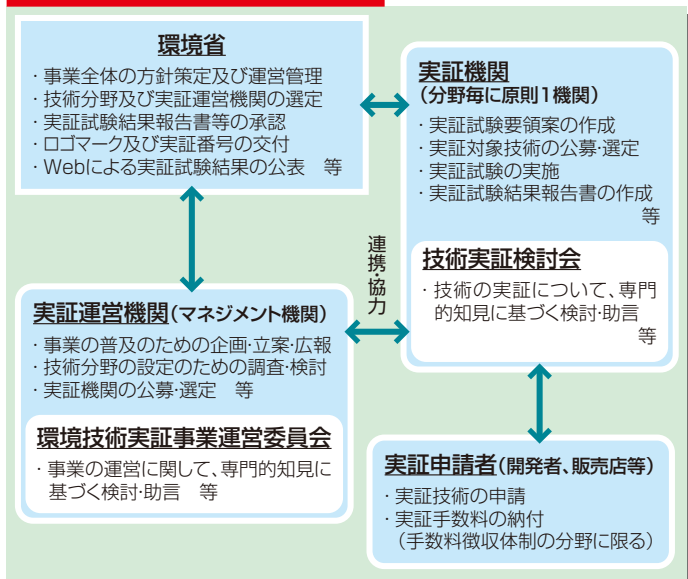
### 「実証」とは?

「実証」とは、環境技術の開発者でも利用者でもない**第三者機関**が、環境技術の環境保全効果、副次的な環境影響、その他を試験等に基づき**客観的なデータとして示す**ことをいいます。一定の判断基準を設けて、この基準に対する適合性を判断する「**認証**」とは異なるものです。

### 「実証」のメリット

- 実証の過程で有識者による検討・審議をします。技術に関する専門的なアドバイスを受けられることもあります。
- 実証済み技術には実証番号が付されたロゴマークを交付します。

### 事業の実施体制は?



ロゴマーク一例

ロゴマーク・実証番号は技術のPRなどに利用可能!

実証内容を環境省ホームページに掲載!

- 実証済み技術の報告書は環境省ウェブサイトに公表され、エンドユーザー等が実証番号を手掛かりに閲覧できるようになります。



## 国負担体制※における対象技術分野（平成28年度）



### テーマ自由枠

特定の対象技術分野を定めない、下記技術分野以外の実証対象技術。  
※原則。

## 手数料徴収体制における対象技術分野（平成28年度）



### 自然地域トイレし尿処理技術分野

山岳地や山麓、海岸、離島などの自然地域で上下水道、電気（商用電源）、道路等のインフラが不十分な地域、または自然環境の保全に配慮しなければならない地域において、し尿を適切に処理するための技術分野。

#### 対象となる技術の例

非放流式で、し尿を生物処理、化学処理、物理処理、もしくはその組合せにより適切に処理するし尿処理技術（装置）など。

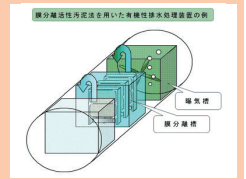


### 有機性排水処理技術分野

厨房・食堂、食品工場等から排出される有機性排水を適正に処理・回収するための技術分野。

#### 対象となる技術の例

厨房からの有機性排水を、生物学的処理、物理化学的処理または、その組み合わせにより適正に処理する技術（装置・プラント）など。



### 閉鎖性海域における水環境改善技術分野

閉鎖性海域において、水質および底質の直接浄化、または生物生息環境の改善に資する技術分野。ただし、現場で直接適用可能なものを基本とし、大規模土木工事等を要するものは除く。

#### 対象となる技術の例

海草の増殖用ネット等を活用した生物生息環境の改善技術、エアレーションや海底耕耘等による水質改善技術、リサイクル材を用いた海域環境の改善技術など。



### 湖沼等水質浄化技術分野

流入汚濁負荷の削減だけでは水質改善が難しい湖沼等において、水中、底泥中の汚濁を直接浄化、または、汚濁負荷の内部生産を抑制するための技術分野。

#### 対象となる技術の例

ろ過・吸着・沈殿等及び植物プランクトンの異常増殖の抑制による湖沼等の水質改善技術など。



### ヒートアイランド対策技術分野（建築物外皮による空調負荷低減等技術）

建築物（事務所、店舗、住宅など）に後付けで取り付けることができる外皮技術であり、室内冷房負荷の低減等によって、人工排熱を減少させ、ヒートアイランド対策効果が得られる技術分野。ただし、緑化は除く。

#### 対象となる技術の例

窓用日射遮蔽フィルム、窓用日射遮蔽コーティング材、窓用後付複層ガラス、屋根用高反射率瓦、屋根・屋上用保水性建材など。



### ヒートアイランド対策技術分野（地中熱・地下水等を利用したヒートポンプ空調システム）

地中熱・地下水等を利用したヒートポンプ空調システムは、外気を熱源とする空冷式ヒートポンプを採用したものと比べ、電力消費を抑えて効率的に建築物内の冷暖房を行うことができ、また夏季は冷房排熱を外気に放出しないことから、ヒートアイランド対策効果が期待される技術分野。

#### 対象となる技術の例

地中熱又は地下水熱を熱源とした水冷式ヒートポンプ、地中熱交換部、及びそれらを組み合わせたシステム全体。

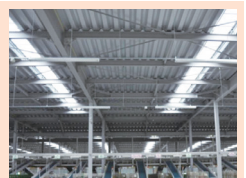


### 地球温暖化対策技術分野（照明用エネルギー低減技術）

日常業務又は日常生活に求められる光環境の実現に必要なエネルギー消費量低減に資する技術分野。

#### 対象となる技術の例

光源の周辺に設置することで光を効果的に反射させる照明器具、照明器具用の反射板・内装材料、光ダクトや天窓などの屋光導入装置。



### 中小水力発電技術分野

水の位置エネルギーを活用し、溪流、河川部、排水路などの流量と落差を利用して小規模、小出力の発電を行う技術等を取り扱う技術分野。

#### 対象となる技術の例

経済性を高めるための水車・発電機・増速機・制御設備・電気設備等の発明工夫、独立運転などでの需給両面の発明工夫など。



詳しくは **WEB** で!!

環境技術実証事業

検索

「環境技術実証事業」全般に関する問い合わせ先

環境省総合環境政策局総務課 環境研究技術室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館 TEL:03-3581-3351 (代表)

etv@env.go.jp

<http://www.env.go.jp/policy/etv/>

平成28年度行政事業レビューシート(環境省)

事業名	環境技術実証事業			担当部局庁	総合環境政策局		作成責任者		
事業開始年度	平成15年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	総務課環境研究技術室		室長 太田 志津子		
会計区分	一般会計								
根拠法令 (具体的な条項も記載)				関係する計画、通知等	・「経済成長戦略大綱」(平成18年7月財政・経済一体改革会議、平成20年6月改定) ・「21世紀環境立国戦略」(平成19年6月閣議決定) ・「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」(平成27年8月中央環境審議会答申) ・「エネルギー基本計画」(第4次計画、平成26年4月11日閣議決定) ・「科学技術イノベーション総合戦略2015」(平成27年6月19日閣議決定)				
主要政策・施策	科学技術・イノベーション			主要経費	文教及び科学振興				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	中小企業等が開発・保有する先進的環境技術に対し、環境保全効果等について第三者による客観的な評価指標を用いて実証することで、技術の普及を促すとともに実証方法の確立を図る。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	本事業の概要は以下のとおりである。 ① 有識者からなる検討会での議論を踏まえ、実証対象とする技術分野を設定 ② 実証運営機関及び実証機関を公募の上、選定 ③ 実証機関において、企業等への対象技術の公募・選定、試験計画の策定、実証試験の実施、実証試験結果報告書の作成 ④ 実証試験結果報告書の公表、実証した技術に対するロゴマーク等の交付 ※ 実証試験に係る費用は、実証申請者の負担(ただし、技術分野を新規に立ち上げた場合、概ね最初の2年間は国が一部費用を負担)								
実施方法	委託・請負								
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度決定		
		補正予算	-	-	-	-			
		前年度から繰越し	-	-	-	-			
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-			
		予備費等	-	-	-	-			
		計	117	102	102	92	103		
	執行額	100	93	93					
執行率(%)	85%	91%	91%						
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 28年度	目標最終年度 年度
	(実証技術分野数)×4件の技術について実証を行う。 ※平成25年度までの成果目標は(実証技術分野数)×10件	環境技術実証事業における実証技術数	成果実績	件	36	29	18	-	-
			目標値	件	90	36	32	36	-
			達成度	%	40	80.6	56.3	-	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込		
	環境技術実証事業における実証技術分野数	活動実績	分野	9	9	8	-		
		当初見込み	分野	9	9	8	9		
単位当たりコスト	算出根拠		単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込		
	(執行額)÷(実証技術数)	単位当たりコスト	百万円/件	2.8	3.2	5.2	2.6		
		計算式	百万円/件	100/36	93/29	93/18	92/36		

平成28・29年度予算内訳(単位:百万円)	歳出予算目	28年度当初予算	29年度要求	主な増減理由 平成28年10月に見込まれる環境技術実証の国際標準化に伴う国内体制整備、海外事例収集等の対応による増。
	環境保全研究職員旅費	0.1	0.3	
	公害調査費	91.7	109.6	
	計	91.8	109.9	

政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策評価	政策	-											
		施策	9.環境政策の基盤整備											
		測定指標	定量的指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標年度 - 年度				
			環境技術実証事業における実証技術数(単位:件) ※目標値は、平成25年度までは(実証技術分野数)×10件、平成26年度以降は(実証技術分野数)×4件	実績値	件	36	29	18	-	-				
				目標値	件	90	36	32	-	-				
		本事業の成果と上位施策・測定指標との関係												
		実証試験結果を環境省ウェブサイト等で公表し、環境技術の普及を支援することで、優れた環境技術を普及させ、環境保全に資する。												
		アクション・プログラム	経済・財政再生	改革項目	分野:	-								
				(第一階層) KPI	KPI (第一階層)		単位	計画開始時 - 年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度		
					成果実績	-	-	-	-	-	-			
目標値	-				-	-	-	-	-					
達成度	%				-	-	-	-	-					
(第二階層) KPI	KPI (第二階層)				単位	計画開始時 - 年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度				
	成果実績			-	-	-	-	-	-					
	目標値			-	-	-	-	-	-					
	達成度			%	-	-	-	-	-					
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係														
-														

事業所管部局による点検・改善

項目		評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	当該事業は、先進的環境技術の環境保全効果等について、客観的な実証を行うことによって、地方公共団体、企業、消費者等のエンドユーザーの安心できる使用に資するという国民のニーズに沿うものである。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	当該事業は、客観的に行う必要があることから、エンドユーザーではない第三者である国が実施することが適切であり、また、国が実施することで、全国的に環境技術を募ることができ、実証結果を広く普及することもできる。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	環境技術の客観的な評価という政策目的に対して、当該事業は、実証試験を実施し、多段階に外部有識者の検討を経るなど、ファクトに基づく客観的な評価を実現し、政策目的にダイレクトに応える事業となっている。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	支出先の選定については、企画競争方式によって、予算の範囲内において、各業務の実施に関する十分な能力を有する事業者を選定している。
	一般競争入札、総合評価入札又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	有	
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	手数料額は、外部有識者の検討を経ており、実証申請者はその額に合意の上で、申請することとなっている。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	単位当たりコストについて、基本的に実証試験実施に係る実費等は手数料で賄うことになっており、妥当なコスト水準となっている。
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-		
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	平成24年度から実証運営機関を一元化し、事業の効率化を実現するなど継続的なコスト削減努力を続けている。	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	実証技術分野の見直しに伴い、研究室等屋内で行う試験から屋外で行うフィールド試験による実証技術の割合が増えたことから、平成26年度から成果目標の見直しを行った。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	平成24年度から実証運営機関を一元化し、事業の効率化を実現した。
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	実証対象技術分野の見直しにより分野の新設・休止を行うことで、適切な分野数の技術について実証を行っている。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	実証技術にロゴマーク及び実証番号を付与することで、環境技術の普及を促進し、また、成果物である実証試験結果報告書は、環境省HP(備考欄にURL記載)に掲載するのみならず、学会や展示会などの場で発表するなど、環境技術の普及に向けて十分に活用されている。
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-	
	所管府省・部局名	事業番号	事業名
点検・改善結果	点検結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分野ごとに、各実証機関が、実証技術を選定し、実証試験要領、実証試験計画等を作成し、実証試験を実施の上、試験結果の妥当性を評価し、実証試験結果報告書を作成する。実証機関が行う事務の実施について、各実証機関が、外部有識者により構成される技術実証検討会を設置し、検討・検証を行っている。</li> <li>・実証運営機関は、実証機関の公募・選定を行い、分野横断的に事業の普及のための企画・立案・広報等を行っている。また、外部有識者により構成される環境技術実証事業運営委員会を設置し、実証機関に対して専門的知見に基づく検討・検証を行っている。</li> <li>・環境省は、事業全体の方針策定、運営管理等を行い、実証運営機関及び実証機関を指導している。</li> </ul>	
	改善の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度から実証を開始した、特定の対象技術分野を定めずに技術の実証を行うテーマ自由枠の実績等を踏まえ、対象技術分野の見直しを行い、既存技術分野の統廃合や、よりニーズの高い技術分野の新設等を行う。</li> </ul>	
外部有識者の所見			
外部有識者点検対象外			



行政事業レビュー推進チームの所見

現状通り

目標値に対する達成度が低い。目標設定の変更も含め見直しを図ること。

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

現状通り

事業目標については、事業広報の見直し等を行うことにより、達成に努めてまいりたい。また、環境技術の動向も踏まえ、適切な目標設定を検討してまいりたい。

備考

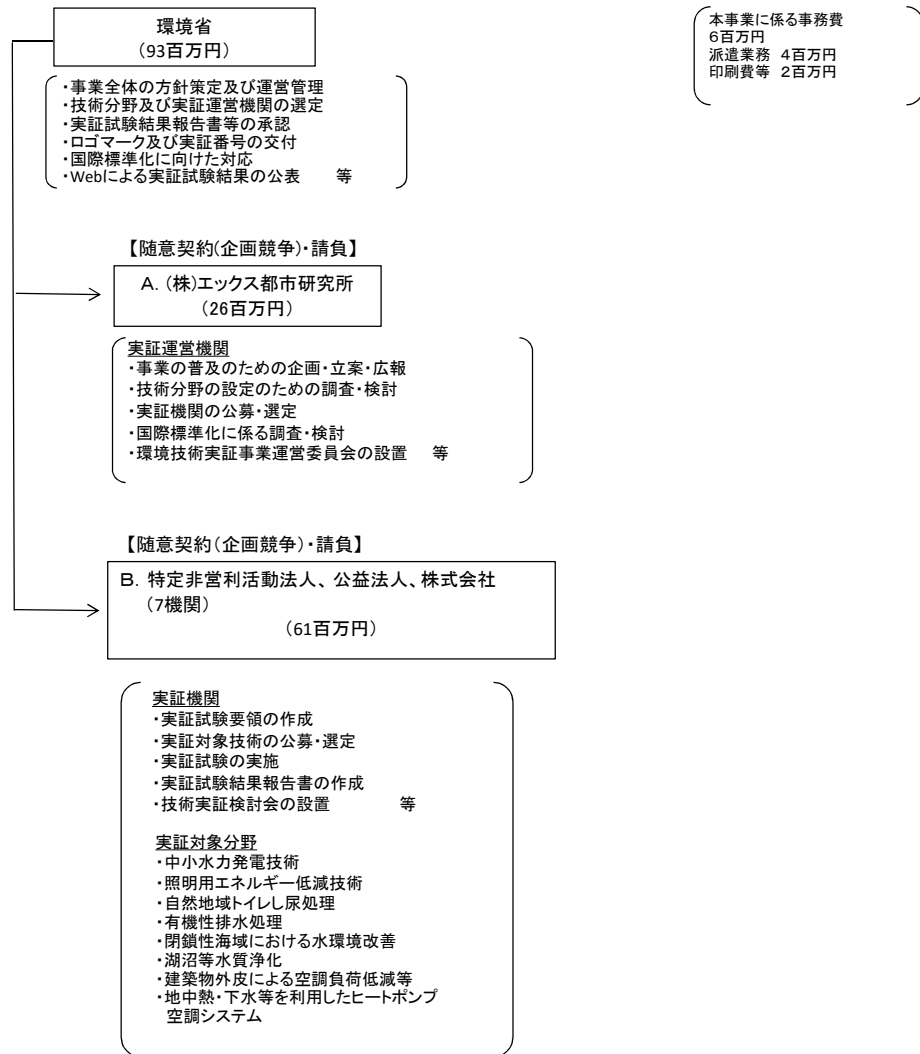
環境省HP 実証試験結果報告書  
<http://www.env.go.jp/policy/etv/verified/index.htm>

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	281	平成23年度	262	平成24年度	269	/
平成25年度	310	平成26年度	308	平成27年度	297	

※平成27年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ  
 (資金の受け取り先が何をやっているかについて補足する)  
 (単位: 百万円)



費目・使途 〔「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載〕	A.株式会社エックス都市研究所			B.一般財団法人建材試験センター		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	人件費	平成27年度環境技術実証事業 実証運営機関連業務 4名	18	人件費	平成27年度環境技術実証事業 実証機関連業務 13名	6
	業務費	諸謝金、印刷製本費、旅費交通費、会議費、調査委託料等	6	業務費	諸謝金、旅費交通費、会議費、印刷製本費等	3
	その他	一般管理費・消費税	2	その他	一般管理費・消費税	2
	計		26	計		11

費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載  チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社エックス都市研究所	4013301013616	平成27年度環境技術実証事業運営等業務	26	総合評価入札	1	-	

B.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	一般財団法人建材試験センター	1010005018597	平成27年度環境技術実証事業ヒートアイランド対策技術分野(建築物外皮による空調負荷低減等技術)実証機関連業務	11	随意契約 (企画競争)	1	-	
2	一般社団法人小水力開発支援協会	6013305001433	平成27年度環境技術実証事業中小水力発電技術分野実証機関連業務	11	随意契約 (企画競争)	1	-	
3	特定非営利法人地中熱利用促進協会	1011305001623	平成27年度環境技術実証事業ヒートアイランド対策技術分野(地中熱・下水等を利用したヒートポンプ空調システム)実証機関連業務	9	随意契約 (企画競争)	1	-	
4	特定非営利活動法人山のECHO	9010405003761	平成27年度環境技術実証事業自然地域トイレし尿処理技術分野実証機関連業務	9	随意契約 (企画競争)	1	-	
5	一般社団法人埼玉県環境検査研究協会	9030005000612	平成27年度環境技術実証事業有機性排水処理技術分野実証機関連業務	7	随意契約 (企画競争)	1	-	
6	日本ミクニヤ株式会社	5020001088425	平成27年度環境技術実証事業閉鎖性海域における水環境改善技術分野実証機関連業務	5	随意契約 (企画競争)	1	-	
7	一般社団法人埼玉県環境検査研究協会	9030005000612	平成27年度環境技術実証事業湖沼等水質浄化技術分野実証機関連業務	5	随意契約 (企画競争)	1	-	
8	一般財団法人建材試験センター	1010005018597	平成27年度環境技術実証事業地球温暖化対策技術分野(照明用エネルギー低減技術)実証機関連業務	4	随意契約 (企画競争)	1	-	

支出先上位10者リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載  チェック